

## □■養成所ニュースプラス第 13 号 2024□■

関東、東北地方では台風の接近により警戒が必要になっています。報道や行政の災害アプリ等の情報を活用しながら対応してください。そんな天候の中、本日から東京スクーリング1が始まりました。ご自身の安全を最優先しながら臨んでください。

Plus Quiz は「低所得者に対する支援と生活保護制度」（現、貧困に対する支援）から「生活保護制度の基本原則・基本原則」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

※スクーリング名については、ローマ数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 36 回問題 63】生活保護法に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選びなさい。

1. 保護が実施機関の職権によって開始されることはない。
2. 保護は、生活困窮に陥った原因に基づいて決定される。
3. 最低限度の生活を保障することを目的としている。
4. 自立の見込みがあることを要件として、保護を受けることができる。
5. 自立を助長することを目的としている。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(36 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339712&c=3246&d=99c7>
- ※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。
- ・第 37 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339713&c=3246&d=99c7>
- ※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。
- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339714&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339715&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339716&c=3246&d=99c7>

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1339717&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Column . . . . .

### 【受験対策ミニ講座 9号/プラスアルファの工夫】

以前お伝えしたように、受験対策本に「絶対」お薦めはありません。そのときのご自身の進捗状況で適当なツールは変わってきます。とはいえ、8月中旬になりました。主軸となるツールを決め受験勉強に取り掛かるときです。

孤独な受験勉強を続けていくと、行き詰ったり、集中できなくなったりすることがあります。そのような時の気分転換にプラスアルファの教材を使った工夫はいかがでしょうか。無料で活用できるものをふたつ紹介します。

まずは、無料動画です。「社会福祉士国家試験対策動画」で検索すると、いくつかの動画が出てきます。重要項目ごとにまとめられているものも多いので、ご自身の理解しづらい項目にスポットで使うこともできます。同じ項目で見比べてご自身にあったものを絞るのも工夫です。ただ、制度に関する動画は、作成時期に注意してください。何人かの先輩は、勤務先への往復や家事の合間に音声を流したままにすることで、自然と内容に馴染むことができたと言っていました。

次は、無料アプリです。スクーリングでは、中央法規「けあサポ」やメディックメディア「福ぞうくん」のQRコードを読み取った皆さんもいました。続けていますか。例えば、「けあサポ」では、平日に毎日一問一答問題が送られて来るので、クイズ感覚で知識のアウトプットができます。また、試験に関係する話題や先輩の体験談を紹介しているコーナー等もありますので、ちょっと立ち寄ってほっとすることもできるでしょう。

主軸になるツールを決めたら他のものに手を出すことはしない方がよいというのが、先輩からのアドバイスです。今日の情報はあくまでもプラスアルファの工夫として参考にしてください。

次号から2週間は、受験対策ミニ講座はお休みして、第36期生の2学期レポート作成のポイントをお伝えします。

### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

生活保護制度における4つの原理、4つの原則、8つの扶助は、繰り返し生活保護法の条文から出題されています。この法律は法令の中でも読みやすい組み立てと文章です。法第1条から第4条は法の目的や基本的な考え方を示した基本原理、第6条は用語の定義、第7条から第10条は保護の実際の運用上の考え方である基本原理、第12条から第18条は保護の種類（扶助）になります。この部分は特に読んでおくことをお薦めします

この科目では、生活保護制度を中心に出题されてきましたが、新出題基準では、生活困窮者自立支援法や低所得対策が同列の項目となり、国・都道府県・市町村の役割や各機関・専門職との連携等も重要なポイントになりそうです。更に、「貧困の概念」や「貧困の歴史」が項目に加われました。社会専門テキストでは第1章と第2章第1節、第3章が該当します。ただ、これまでの試験でも、「現代社会と福祉」（現、社会福祉の原理と政策）と「地域福祉の理論と方法」（現、地域福祉と包括的支援体制）で出題されてきた項目でもあります。過去問からも学ぶことができます。

1. ×法第7条は、保護は、要保護者、扶養義務者、その他の同居の親族の「申請に基づいて開始するものとする」と「申請保護の原則」を定めていますが、同条の但し書きでは、要保護者が急迫した状況にあるときは保護の申請なしに実施期間の職権による保護を認めています。
2. ×法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と「無差別平等の原則」を定めています。困窮の原因が問われることはありません。
3. ○法第1条は「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と法の目的を定める

とともに「国家責任の原理」を規定しています。

4. ×法第4条は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と「補足性の原理」を定めています。要件に自立の見込みは含まれません。

5. ○法第1条にあるとおり、最低限度の生活保障と自立の助長を目的にしています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus